

内閣府告示第二百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年七月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年七月十二日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大和郡山市
- 三 構造改革特別区域の名称 不登校児童生徒支援教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大和郡山市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業（八〇三（八一八））、IT等の活用に

よる不登校児童生徒の学習機会拡大事業（八〇五）及び市町村費負担教職員任用事業（八一〇）